

令和3年度 50代のライフプランセミナー実施要項

- 1 目的 教職員が「充実した心豊かで明るい人生」を実現するためには、在職中から退職後を見通した生涯生活設計（ライフプラン）の確立を目指し、知識の習得を図っていくことが重要である。50代は、退職後の人生の見通しを立て、新しい生活を作り出す時期であることから、年代に合わせた具体的な取組を支援するもの。
- 2 主催 宮城県教育委員会・宮城県内各市町村教育委員会・公立学校共済組合宮城支部
一般財団法人宮城県教職員互助会
- 3 共催 一般財団法人地域社会ライフプラン協会
- 4 日時・会場 令和3年8月4日（水）【午前開催】午前9時30分から午前11時50分まで
【午後開催】午後1時30分から午後3時50分まで
公立学校共済組合仙台宿泊所 ホテル白萩 錦の間
- 5 対象者 50歳代で希望する教職員
(受講を希望する配偶者の同伴も可。申込時に選択すること。)
- 6 実施内容 (1) ライフプラン総論・家庭経済設計
・ライフプランの重要性、年金と繰上げ・繰下げ、老後資金、
保険の見直し、資産管理 等
講師：一般財団法人地域社会ライフプラン協会
(2) 教科書には書いてない相続のいろは
講師：三菱UFJ信託銀行
- 7 定員 各回120名
※先着順とします。
- 8 申込期間 令和3年7月1日（木）午前9時から令和3年7月8日（木）午後5時まで
- 9 服務上の取扱い (1) 県立学校教職員及び教育庁等職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する。免除手続は、平成13年3月27日付け教第506号（教育長通知）に基づき、実施通知による包括承認とする。
各所属においては、当日配布する参加者名簿により参加を確認すること。
(2) 市町村立学校等の教職員については、当該市町村の定めるところによる。
(3) 他の団体の職員については、当該団体の定めるところによる。
- 10 日程

【午前開催】 9:10 9:30 9:40 11:00 11:10 11:50 12:00
【午後開催】 13:10 13:30 13:40 15:00 15:10 15:50 16:00

受付	開会	実施内容（1）	休憩	実施内容（2）	個別 相談 （※）
----	----	---------	----	---------	-----------------

※個別相談は希望者のみ（退職手当・年金・医療保障について）

※各市町村職員・仙台市職員の退職手当に関する相談は除きます。